

■LED 蛍光灯のリース契約は慎重に

飛び込みで訪れた営業マンから、事務所の照明をLED 蛍光灯に変更するよう勧められた。電気料金が改定されるとか、電気代が安くなるとの説明をされ、数十本分の照明をLED 蛍光灯のリースにするとの話で、その場で契約してしまった。

リース料は月々19,800 円の60 回払いで総額100 万円を超え、非常に高額である。家電量販店のチラシを見ると1 本数千円の品物なので高すぎたと後悔している。

リース契約は、原則として中途解約は認められていません。期間の途中で解約するには、一般的に残存リース料又はそれに相当する違約金を一括で支払うことになります。リース期間が長ければ当然支払総額も大きくなります。

LED 蛍光灯のリースということであれば、簡単に中途解約できるものではないということ为前提に、省エネによるコスト削減と買取りの場合の費用とを比較するなど、契約の前に様々な観点から慎重に検討することが大切です。

消費者の方からの相談窓口

東北経済産業局 消費者相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時

事業者の方からの相談窓口

東北経済産業局 中小企業課 電話番号 022-221-4922